官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令（環境二〇）　一
〔その他告示〕
○人材育成奨学計画のための贈与等に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の書簡の交換に関する件（外務二三四）　二
○ソロモン諸島政府に対する贈与に関する日本国政府とソロモン諸島政府との間の書簡の交換に関する件（同二三五）
○円借款の供与に関する日本国政府とカンボジア王国政府との間の書簡の交換に関する件（同二三六）
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の口上書の交換に関する件（同二三七）
○保安林の指定をする件（農林水産一〇〇一）
○保安林の指定を解除する件（同一〇〇二）
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通八四三、八四五～八四七、八五〇～八五二）
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同八四四）
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により特別評価方法認定をした件（同八四八、八四九）
○道路に関する件（沖縄総合事務局一六）
〔国会事項〕
法務省
〔人事異動〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項
東北地方整備局公示（東北地方整備局）
原戸籍が滅失した件（法務省告示配一〇八）
〔公　告〕
官庁
金融商品取引業者に対する行政処分関係
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係
会社その他

省令

○環境省令第二十号

建築物用地下水の採取の規制に関する法律（昭和三十七年法律第百号）第四条の規定に基づき、建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和八年七月十七日

環境大臣　石原　宏高

建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則の一部を改正する省令

建築物用地下水の採取の規制に関する法律施行規則（昭和三十七年建設省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
別記 一～四　（略） 五　次のいずれにも該当する揚水設備については、運用時に想定される揚水量、運用時に想定される揚水を行う帯水層の周辺の土質の状況等を勘案し、ストレーナーの位置及び揚水機の吐出口の断面積が、当該揚水設備の設置の場所及びその周辺において地下水位及び地盤高が著しく変化するおそれがないものであること。この場合においては、前各号の規定は、適用しない。 イ　帯水層からの地下水の揚水及び揚水した地下水の帯水層への還元を一体的に行うことを通じて当該地下水を冷房又は暖房の用に供すること。 ロ　揚水した地下水の全量を同一の帯水層に還元（以下この号において「全量還元」という。）する構造を有すること。 ハ　当該設備の連続的な又は相当の頻度による稼働に伴う全量還元の状況を把握する措置その他の地盤沈下の防止等の観点から必要な措置が講じられていること。	別記 一～四　（略） （新規）

附　則

この省令は、令和九年九月一日から施行する。

その他告示

○外務省告示第二百三十四号

令和八年六月二十九日にホニアラで、人材育成奨学計画のための贈与等に関する次の概要の書簡の交換がソロモン諸島政府との間に行われた。

令和八年七月十七日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　人材育成奨学計画を実施するために必要な役務の購入

2　贈与等の限度額　一億二千六百万円

3　贈与等の供与期限　令和十五年十二月三十一日

4　署名者

日本側　堀井巌外務副大臣

ソロモン側　ピーター・ケニロレア・ジュニア外務貿易大臣代行

○外務省告示第二百三十五号

令和八年六月二十九日にホニアラで、ソロモン諸島政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がソロモン諸島政府との間に行われた。

令和八年七月十七日

外務大臣　茂木　敏充

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億六千八百万円

3　署名者

日本側　堀井巌外務副大臣

ソロモン側　ピーター・ケニロレア・ジュニア外務貿易大臣代行

○外務省告示第二百三十六号

令和八年六月二十二日にプノンペンで、円借款の供与に関する次の書簡の交換がカンボジア王国政府との間に行われた。

令和八年七月十七日

外務大臣　茂木　敏充

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、カンボジア王国の経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とカンボジア王国政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　二百四十二億三千七百万円（二四、二三七、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、プノンペン南西部灌漑（かんがい）・排水施設改修・改良計画（第三期）（以下「計画」という。）を実施することを目的として、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、カンボジア王国政府に供与されることとなる。

2　(1)　借款は、カンボジア王国政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約（以下「借款契約」という。）に基づいて使用に供される。借款の条件及び借款の使用に関する手続は、この了解の範囲内で、特に次の原則を含むこととなる借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、七年の据置期間の後十八年とする。

(b)　年間の利子率は、適用可能な東京ターム物リスク・フリー・レートであって六箇月の貸出しに適用されるものに〇・三五パーセントを加えたものとする。

(c)　(b)の規定にかかわらず、(b)に規定する利子率が〇・一パーセントよりも低い場合には、年間の利子率は、〇・一パーセントとする。

(d)　(b)及び(c)の規定にかかわらず、借款の一部が計画のコンサルタントに対して行う支払のために使用に供される場合には、当該一部に係る年間の利子率は、〇・八パーセントとする。

(e)　支出期間は、借款契約の効力発生の日の後七年とする。

(2)　借款契約は、ＪＩＣＡが計画の実行可能性（環境及び社会に対する配慮を含む。）を確認した後に締結される。

(3)　(1)(e)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　(1)　借款は、カンボジア王国の実施機関が調達適格国の供給者、請負業者又はコンサルタントに対して将来行う支払であって、計画の実施に必要な生産物又は役務の購入のために当該実施機関と当該供給者、請負業者又はコンサルタントとの間で締結されることのある契約に基づくものを対象として使用に供される。ただし、当該購入は、当該調達適格国において、当該調達適格国で生産される生産物又は当該調達適格国から供給される役務について行われる。

(2)　(1)に規定する調達適格国の範囲は、両政府の関係当局間で決定される。

(3)　借款の一部は、計画の実施のための適格な現地通貨の需要に充てるために使用することができる。

4　カンボジア王国政府は、3(1)に規定する生産物又は役務が、ＪＩＣＡの調達のためのガイドラインであって、特に、国際競争入札の手続（当該手続を適用することが不可能である場合又は適当でない場合を除き従うべき手続）を定めるものに従って調達されることを確保する。

5　カンボジア王国政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　3(1)に規定する生産物又は役務の供給に関連してカンボジア王国においてその役務が必要とされる日本国民は、作業の遂行のためカンボジア王国への入国及び同国における滞在に必要な便宜を与えられる。

7　カンボジア王国政府は、次のものを免除する。

(a)　ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してカンボジア王国において課される全ての財政課徴金及び租税

(b)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の供給から生ずる所得に関してカンボジア王国において課される全ての財政課徴金及び租税

(c)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、計画の実施に必要な自己の資材及び設備の輸入及び再輸出に関してカンボジア王国において課される全ての関税及び関連の財政賦課金

(d)　計画の実施に従事する日本国民である被用者について、計画の実施のため供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社から取得する個人所得に対してカンボジア王国において課される全ての財政課徴金及び租税

(e)　供給者、請負業者又はコンサルタントとして活動する日本国の会社について、借款に基づいて行われる生産物又は役務の購入に関してカンボジア王国において課される全ての付加価値税

8　カンボジア王国政府は、次のことのために必要な措置をとる。

(a)　借款が適正に、かつ、専ら計画のために使用されること及び軍事目的に使用されないことを確保すること。

(b)　借款に基づいて建設される施設がこの了解に定める目的のために適正かつ効果的に維持され、及び使用されること並びに軍事目的に使用されず、及び他の融資の担保として使用されないことを確保すること。

(c)　借款に基づく施設の建設及び当該施設の使用に当たり、計画の実施に従事する者及びカンボジア王国の一般公衆の安全を確保し、及び維持すること。

9　カンボジア王国政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対して次のものを提供する。

(a)　計画の実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　計画に関連するその他の情報

10　両政府は、この了解から又はこの了解に関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及びカンボジア王国政府に代わって前記の了解を確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年六月二十二日にプノンペンで

カンボジア王国駐在

日本国特命全権大使　植野篤志

カンボジア王国

副首相兼外務国際協力大臣

プラック・ソコン閣下

（カンボジア側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本大臣は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本大臣は、更に、カンボジア王国政府に代わって前記の了解を確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本大臣は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千二十六年六月二十二日にプノンペンで

カンボジア王国

副首相兼外務国際協力大臣

プラック・ソコン

カンボジア王国駐在

日本国特命全権大使　植野篤志閣下

○外務省告示第二百三十七号

令和八年六月二十三日にジャカルタで、円借款の供与に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の平成二十六年二月十八日付けの交換公文に従ってインドネシア共和国政府に供与されることになったジャカルタ首都圏鉄道輸送能力増強計画（第一期）の実施に係る円貨による借款の支出期間（令和三年六月二十二日付けの口上書により令和八年六月二十三日まで延長された。）がインドネシア共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和十四年六月二十三日まで延長される旨の口上書の交換が、インドネシア共和国政府との間に行われた。

令和八年七月十七日

外務大臣　茂木　敏充

○農林水産省告示第千一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年七月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分一三〇〇の三三三

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大阪府庁及び千早赤阪村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和八年七月十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　解除に係る保安林の所在場所　徳島県三好市山城町相川字穴山一四三二の二、一四四〇の四、山城町政友字宮地五六二の三、五六三の二、五六四の二

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　解除の理由　道路用地とするため

○国土交通省告示第八百四十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年七月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

柏木沢

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県上田市東内の区域内の土地のうち、次の一点から六十八点までを順次結んだ線及び一点と六十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36° 18′ 19.9026″	138° 12′ 26.2644″
2	36° 18′ 21.1346″	138° 12′ 25.7694″
3	36° 18′ 22.2287″	138° 12′ 25.7084″
4	36° 18′ 23.1313″	138° 12′ 25.6781″
5	36° 18′ 23.1974″	138° 12′ 25.3778″
6	36° 18′ 23.3671″	138° 12′ 25.3721″
7	36° 18′ 23.4654″	138° 12′ 25.4485″
8	36° 18′ 23.8032″	138° 12′ 25.3680″
9	36° 18′ 24.0258″	138° 12′ 24.9613″
10	36° 18′ 24.5258″	138° 12′ 24.0893″
11	36° 18′ 24.7758″	138° 12′ 23.8903″
12	36° 18′ 25.0888″	138° 12′ 23.4781″
13	36° 18′ 25.7179″	138° 12′ 22.6882″
14	36° 18′ 26.2803″	138° 12′ 22.1706″
15	36° 18′ 27.0057″	138° 12′ 21.7811″
16	36° 18′ 27.2693″	138° 12′ 20.7913″
17	36° 18′ 27.6985″	138° 12′ 20.2325″
18	36° 18′ 28.1835″	138° 12′ 20.1473″
19	36° 18′ 28.4369″	138° 12′ 20.2944″
20	36° 18′ 28.8991″	138° 12′ 20.2071″
21	36° 18′ 31.5262″	138° 12′ 19.3750″
22	36° 18′ 32.3579″	138° 12′ 19.1187″
23	36° 18′ 33.2243″	138° 12′ 18.4057″
24	36° 18′ 34.3135″	138° 12′ 18.3455″
25	36° 18′ 34.8709″	138° 12′ 17.9404″
26	36° 18′ 35.2289″	138° 12′ 17.8789″
27	36° 18′ 35.4104″	138° 12′ 18.0739″
28	36° 18′ 35.8244″	138° 12′ 17.7669″
29	36° 18′ 36.9155″	138° 12′ 17.0539″
30	36° 18′ 39.6607″	138° 12′ 17.7508″
31	36° 18′ 40.7607″	138° 12′ 17.3347″
32	36° 18′ 40.9037″	138° 12′ 18.1298″
33	36° 18′ 39.6527″	138° 12′ 18.8098″
34	36° 18′ 37.1725″	138° 12′ 20.6919″
35	36° 18′ 35.0734″	138° 12′ 19.1198″
36	36° 18′ 34.8147″	138° 12′ 19.3437″
37	36° 18′ 33.9987″	138° 12′ 19.4726″
38	36° 18′ 33.4825″	138° 12′ 19.3995″
39	36° 18′ 32.8191″	138° 12′ 19.8409″
40	36° 18′ 32.1961″	138° 12′ 20.0874″
41	36° 18′ 31.8411″	138° 12′ 20.4695″
42	36° 18′ 31.2337″	138° 12′ 20.9184″
43	36° 18′ 30.2428″	138° 12′ 21.0418″
44	36° 18′ 29.8085″	138° 12′ 21.2826″
45	36° 18′ 29.2873″	138° 12′ 21.4412″
46	36° 18′ 28.7765″	138° 12′ 21.0921″
47	36° 18′ 28.5315″	138° 12′ 21.2079″
48	36° 18′ 28.5417″	138° 12′ 21.3390″
49	36° 18′ 28.3199″	138° 12′ 21.3655″
50	36° 18′ 28.1190″	138° 12′ 21.5151″
51	36° 18′ 27.6270″	138° 12′ 22.1602″
52	36° 18′ 27.5422″	138° 12′ 22.2859″
53	36° 18′ 27.1653″	138° 12′ 22.7092″
54	36° 18′ 27.0043″	138° 12′ 22.5944″
55	36° 18′ 26.3979″	138° 12′ 23.0172″
56	36° 18′ 25.9729″	138° 12′ 23.4819″
57	36° 18′ 25.9141″	138° 12′ 23.6597″
58	36° 18′ 25.7953″	138° 12′ 23.6760″
59	36° 18′ 25.5179″	138° 12′ 23.9793″
60	36° 18′ 25.2639″	138° 12′ 24.6873″
61	36° 18′ 25.1805″	138° 12′ 24.7032″
62	36° 18′ 25.0290″	138° 12′ 25.0193″
63	36° 18′ 24.6711″	138° 12′ 25.4710″
64	36° 18′ 24.6136″	138° 12′ 25.4340″
65	36° 18′ 24.2168″	138° 12′ 26.0973″
66	36° 18′ 22.7967″	138° 12′ 26.5964″
67	36° 18′ 20.9436″	138° 12′ 26.6034″
68	36° 18′ 20.0896″	138° 12′ 27.0354″

○国土交通省告示第八百四十四号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和八年七月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

柏木沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

昭和三十九年建設省告示第千八百七十三号で指定した柏木沢に掲げる土地の区域

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

柏木沢

(二)　砂防法第二条の土地の表示

平成五年建設省告示第四百九十九号で指定した同号一に掲げる土地の区域

○国土交通省告示第八百四十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年七月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

備前作三沢

二　砂防法第二条の土地の表示

福島県田村市常葉町常葉の区域内の土地のうち、次の一点から十三点までを順次結んだ線及び一点と十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	37°26′27.8038″	140°38′53.9220″
2	37°26′27.9250″	140°38′54.0722″
3	37°26′27.6311″	140°38′54.4930″
4	37°26′27.6458″	140°38′54.8793″
5	37°26′27.8310″	140°38′55.0767″
6	37°26′28.0425″	140°38′55.7783″
7	37°26′28.9462″	140°38′57.4553″
8	37°26′27.1663″	140°38′59.6457″
9	37°26′26.7560″	140°38′59.5928″
10	37°26′26.3350″	140°38′56.2970″
11	37°26′27.4863″	140°38′55.4795″
12	37°26′27.3254″	140°38′54.9253″
13	37°26′27.4013″	140°38′54.3987″

○国土交通省告示第八百四十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年七月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

岩田南谷

(二)　砂防法第二条の土地の表示

高知県四万十市岩田及び中村の区域内の土地のうち、次の一点から十四点までを順次結んだ線及び一点と十四点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33°00′13.2706″	132°55′08.7728″
2	33°00′12.3102″	132°55′10.7421″
3	33°00′10.0654″	132°55′13.2338″
4	33°00′08.0169″	132°55′14.4880″
5	33°00′06.3369″	132°55′12.4363″
6	33°00′06.3348″	132°55′11.7214″
7	33°00′06.9654″	132°55′10.7746″
8	33°00′08.6120″	132°55′09.0697″
9	33°00′10.0432″	132°55′07.4902″
10	33°00′11.0249″	132°55′05.3232″
11	33°00′12.6971″	132°55′05.7840″
12	33°00′12.9298″	132°55′02.7313″
13	33°00′13.2104″	132°55′02.6458″
14	33°00′13.6084″	132°55′05.7149″

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

太郎川谷（一）

(二)　砂防法第二条の土地の表示

高知県高岡郡檮原町太郎川の区域内の土地のうち、次の一点から十七点までを順次結んだ線及び一点と十七点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33°23′21.6973″	132°56′49.9713″
2	33°23′21.9295″	132°56′48.9171″
3	33°23′23.1084″	132°56′47.6014″
4	33°23′24.1098″	132°56′47.1208″
5	33°23′26.2954″	132°56′48.2124″
6	33°23′27.9761″	132°56′50.5344″
7	33°23′30.0855″	132°56′53.8332″
8	33°23′31.5403″	132°56′53.8761″
9	33°23′33.1126″	132°56′55.1562″
10	33°23′35.6802″	132°56′56.6390″
11	33°23′37.6603″	132°56′56.9399″
12	33°23′34.1250″	132°56′58.5331″
13	33°23′30.3836″	132°56′58.5107″
14	33°23′28.7825″	132°56′58.0702″
15	33°23′25.0638″	132°56′55.3029″
16	33°23′22.0898″	132°56′52.5422″
17	33°23′21.6836″	132°56′50.2552″

○国土交通省告示第八百四十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年七月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

栗栖川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

大分県豊後大野市朝地町栗林の区域内の土地のうち、次の一点から十三点までを順次結んだ線及び一点と十三点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	33°02′46.7063″	131°24′56.5475″
2	33°02′47.5327″	131°24′56.0178″
3	33°02′50.2432″	131°24′55.4812″
4	33°02′54.7784″	131°24′55.9213″
5	33°02′56.7983″	131°24′52.4249″
6	33°02′59.2314″	131°24′54.4992″
7	33°02′57.4464″	131°24′56.6790″
8	33°02′54.2936″	131°24′58.6511″
9	33°02′53.0065″	131°24′57.7629″
10	33°02′50.0216″	131°24′57.6883″
11	33°02′49.6736″	131°24′56.9923″
12	33°02′47.8725″	131°24′57.0200″
13	33°02′46.5235″	131°24′57.7933″

二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

郷野平川二支渓

(二)　砂防法第二条の土地の表示

大分県豊後大野市朝地町栗林の区域内の土地のうち、次の一点から二十七点までを順次結んだ線及び一点と二十七点を結んだ線に囲まれた土地の区域（令和二年国土交通省告示第六百七十六号で指定した同号三に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	33°02′04.2346″	131°24′29.4742″
2	33°02′04.0462″	131°24′29.1081″
3	33°02′03.1796″	131°24′29.7000″

4	33°02′03.1454″	131°24′30.9092″
5	33°02′02.7902″	131°24′31.5106″
6	33°02′01.6625″	131°24′31.6886″
7	33°02′01.6284″	131°24′31.0243″
8	33°02′02.2420″	131°24′31.1407″
9	33°02′02.7136″	131°24′30.8319″
10	33°02′02.7188″	131°24′29.2846″
11	33°02′02.9362″	131°24′28.9124″
12	33°02′03.6538″	131°24′28.3457″
13	33°02′03.1134″	131°24′27.2956″
14	33°02′02.4047″	131°24′25.3065″
15	33°02′02.7441″	131°24′24.4245″
16	33°02′03.2428″	131°24′24.2446″
17	33°02′03.7163″	131°24′24.4292″
18	33°02′03.9938″	131°24′24.6188″
19	33°02′04.1430″	131°24′24.7839″
20	33°02′04.4665″	131°24′25.1007″
21	33°02′04.6516″	131°24′25.2154″
22	33°02′05.1185″	131°24′25.4345″
23	33°02′05.3657″	131°24′25.7358″
24	33°02′05.6269″	131°24′26.3095″
25	33°02′05.6462″	131°24′26.3806″
26	33°02′06.1203″	131°24′27.5349″
27	33°02′04.7018″	131°24′29.4060″

○国土交通省告示第八百四十八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年七月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1743	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「（仮称）中野三丁目拠点施設」の構造方法に応じて評価する方法	一－４　耐風等級	近鉄不動産株式会社	東京都中央区京橋三丁目７番５号	令和８年７月２日

○国土交通省告示第八百四十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年七月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1744	時刻歴応答解析方法を用いて検証する「（仮称）西宮市高松町計画」の構造方法に応じて評価する方法	一－４　耐風等級	阪急阪神不動産株式会社	大阪府大阪市北区芝田１丁目１番４号　阪急ターミナルビル内	令和８年７月２日

○国土交通省告示第八百五十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年七月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

裏根川

二　砂防法第二条の土地の表示

群馬県甘楽郡甘楽町大字秋畑の区域内の土地のうち、次の一点から四十五点までを順次結んだ線及び一点と四十五点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十三年建設省告示第七百八十三号で指定した同号十三に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	36°12′45.1343″	138°53′11.1076″
2	36°12′45.0105″	138°53′11.0449″
3	36°12′44.9599″	138°53′10.9108″
4	36°12′45.0504″	138°53′10.7119″
5	36°12′43.5180″	138°53′07.7701″
6	36°12′43.4945″	138°53′07.7106″
7	36°12′43.4099″	138°53′07.3394″
8	36°12′43.3602″	138°53′06.9701″
9	36°12′43.4122″	138°53′06.6396″
10	36°12′43.0680″	138°53′06.0647″
11	36°12′42.7161″	138°53′05.4462″
12	36°12′42.4570″	138°53′04.8843″
13	36°12′41.7646″	138°53′03.7715″
14	36°12′41.8437″	138°53′03.6658″
15	36°12′42.2970″	138°53′04.1458″
16	36°12′42.5467″	138°53′04.4650″
17	36°12′42.7465″	138°53′04.7126″
18	36°12′42.8242″	138°53′04.7609″
19	36°12′43.3631″	138°53′05.3914″
20	36°12′43.6449″	138°53′05.8407″
21	36°12′43.9687″	138°53′06.4676″
22	36°12′44.1513″	138°53′07.0114″
23	36°12′44.4028″	138°53′07.5204″
24	36°12′45.0904″	138°53′07.9559″
25	36°12′45.1649″	138°53′08.1013″
26	36°12′45.6260″	138°53′09.0112″
27	36°12′45.9196″	138°53′09.1019″
28	36°12′46.2663″	138°53′09.3423″
29	36°12′46.4857″	138°53′09.1505″
30	36°12′46.7244″	138°53′09.0662″
31	36°12′47.1926″	138°53′09.0898″
32	36°12′47.3775″	138°53′09.2136″
33	36°12′47.5235″	138°53′09.4064″
34	36°12′47.7688″	138°53′09.7924″
35	36°12′47.8790″	138°53′10.1343″
36	36°12′47.9028″	138°53′10.5043″
37	36°12′47.8547″	138°53′10.8394″
38	36°12′47.7169″	138°53′11.1319″
39	36°12′47.4994″	138°53′11.3314″
40	36°12′47.2275″	138°53′11.5125″
41	36°12′47.1326″	138°53′11.5438″
42	36°12′46.6114″	138°53′11.5022″
43	36°12′46.2738″	138°53′11.4063″
44	36°12′46.1354″	138°53′11.6216″
45	36°12′45.9092″	138°53′11.7170″

○国土交通省告示第八百五十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年七月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
荒神沢
二　砂防法第二条の土地の表示
イ　静岡県島田市相賀の区域内の土地のうち、次の一点から十点までを順次結んだ線及び一点と十点を結んだ線に囲まれた土地の区域（明治四十四年内務省告示第二十一号で指定した土地の区域及び令和七年国土交通省告示第百七十六号で指定した土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	34°52′34.1766″	138°08′27.5170″
2	34°52′34.3246″	138°08′27.4673″
3	34°52′34.3650″	138°08′28.1870″
4	34°52′34.2026″	138°08′28.2290″
5	34°52′34.2677″	138°08′28.6039″
6	34°52′33.7108″	138°08′29.8820″
7	34°52′32.3706″	138°08′31.1153″
8	34°52′32.3668″	138°08′28.7709″
9	34°52′33.3229″	138°08′27.0239″
10	34°52′34.1450″	138°08′27.2983″

ロ　静岡県島田市相賀の区域内の土地のうち、次の十一点から十八点までを順次結んだ線及び十一点と十八点を結んだ線に囲まれた土地の区域（明治四十四年内務省告示第二十一号で指定した土地の区域及び令和七年国土交通省告示第百七十六号で指定した土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
11	34°52′27.8850″	138°08′35.8133″
12	34°52′27.4163″	138°08′36.7063″
13	34°52′26.9337″	138°08′39.2851″
14	34°52′26.5270″	138°08′38.9992″
15	34°52′23.9020″	138°08′38.5999″
16	34°52′23.8859″	138°08′38.5873″
17	34°52′25.1807″	138°08′37.6889″
18	34°52′26.3892″	138°08′36.5451″

○沖縄総合事務局告示第十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年七月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年七月十七日

沖縄総合事務局長　小八木大成

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十八号	沖縄県国頭郡恩納村字谷茶中谷茶原四六七番一から同村字仲泊安幸地原一〇九二番一まで	沖縄総合事務局及び同局北部国道事務所

供用開始の期日　令和八年七月十八日

○国土交通省告示第八百五十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年七月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
金山川四
二　砂防法第二条の土地の表示
熊本県阿蘇郡西原村大字河原の区域内の土地のうち、次の一点から五点までを順次結んだ線及び一点と五点を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十七年建設省告示第二千百九十二号で指定した同号六に掲げる土地の区域を除く。）

点	北緯	東経
1	32°47′21.3437″	130°54′38.8680″
2	32°47′22.8173″	130°54′35.3419″
3	32°47′23.2062″	130°54′36.1420″
4	32°47′22.7287″	130°54′38.2204″
5	32°47′21.8282″	130°54′39.4908″

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

七月十五日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律

下水道法等の一部を改正する法律

議案提出

七月十五日議員から提出した議案は次のとおりである。

賃金上昇を上回る所得税の負担増加に対処するために所得税に関し講ずべき措置に関する法律案（鈴木義弘外三名提出）

賃金上昇を上回る個人住民税の負担増加等に対処するために個人住民税に関し講ずべき措置に関する法律案（鈴木義弘外三名提出）

受託中小企業振興法の一部を改正する法律案（鈴木義弘外三名提出）

ものづくり基盤技術振興基本法の一部を改正する法律案（鈴木義弘外三名提出）

議案送付

七月十五日参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案

議案通知

七月十五日次の本院議員提出案を否決した旨参議院に通知した。

大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案（西岡義高外一名提出）

議案通知書受領

七月十五日参議院から、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

又同日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案

下水道法等の一部を改正する法律案

参議院

議案提出

七月十五日議員から次の議案が提出された。

大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案（奥村祥大外三名発議）（参第一八号）

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案（伊藤孝恵発議）（参第一九号）

特別市の設置に係る制度の整備の推進に関する法律案（奥村祥大外一名発議）（参第二〇号）

また、同日衆議院から次の議案が提出された。

国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律案（衆第二七号）

議案付託

七月十五日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第三九号）

国土交通委員会に付託

議決通知

七月十五日本院は、次の衆議院提出案を可決した旨衆議院に通知した。

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案

また、同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案

下水道法等の一部を改正する法律案

また、同日本院は、次の件を議決した旨内閣に通知した。

日本放送協会令和六年度財産目録、貸借対照表、損益計算書、資本等変動計算書及びキャッシュ・フロー計算書並びにこれらに関する説明書

通知書受領

七月十五日衆議院から、次の衆議院議員提出案は、同院においてこれを否決した旨の通知書を受領した。

大都市地域における特別区の設置に関する法律の一部を改正する法律案（西岡義高外一名提出）

質問主意書提出

七月十五日議員から次の質問主意書が提出された。

持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）の国内推進体制及び国際社会における主導的役割に関する質問主意書（石橋通宏提出）（第八〇号）

法律公布奏上及び通知

七月十五日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律

下水道法等の一部を改正する法律

人事異動

法務省

（東京地方検察庁検事兼法務省刑事局付）検事兼法務事務官　伊藤　梨奈

（同）同　菅原　奉文

（同）同　石井　隆尋

外務省に出向させる

法務事務官（法務省刑事局付）の併任を解除する（各通）（七月十五日）

皇室事項

御答電

天皇陛下から五月八日ラオス国家主席閣下へ発せられた御祝電に対し、六月二十四日御答電があった。

天皇陛下から五月二十二日ヨルダン国王陛下へ発せられた御祝電に対し、六月十二日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、令和八年七月一日、北上川水系河川整備計画を変更したので、同条第六項の規定に基づき公表する。

令和八年七月十七日

東北地方整備局長　西村　拓

公告

諸事項

金融商品取引業者に対する行政処分の公告

金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第52条第１項の規定に基づき、下記金融商品取引業者に対して、業務の停止を命じたので、同法第54条の２の規定により公告する。

記

1．商号　moomoo証券株式会社

2．本店所在地　東京都渋谷区渋谷１丁目２番５号　ＭＦＰＲ渋谷ビル11階

3．登録番号　関東財務局長（金商）第3335号

4．登録年月日　令和４年６月24日

5．行政処分の年月日　令和８年６月19日

6．行政処分の内容

令和８年６月19日から同年９月18日までの間、新規の口座開設に係る勧誘及び受付業務の停止

令和８年７月17日

関東財務局長　彦谷　直克

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

失踪に関する届出の催告

失 踪 宣 告

失踪宣告取消

除 権 決 定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の届出期間及び一般調査期間

書面による計算報告

特別清算開始

令和８年（ヒ）第３００２号
川崎市中原区下小田中３丁目２６番６号
清算株式会社　株式会社日本エレクトライク
代表清算人　　松　波　　登
1　決定年月日　令和８年７月３日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
横浜地方裁判所川崎支部民事部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第１００２号
名古屋市中区錦２丁目１７番３０号
清算株式会社　株式会社ハンブル
1　決定年月日　令和８年７月２日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

監督命令

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

小規模個人再生による再生計画取消

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所在等不明共有者の持分を譲渡する権限の付与の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

所有者不明建物管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年六月二十四日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から令和八年八月二十一日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://kessan.info/010083043.html

（乙）https://kessan.info/053058611.html

令和八年七月十七日

札幌市中央区大通西十八丁目二番地一〇

（甲）株式会社エネサンス北海道

代表取締役　木村　祐二

札幌市手稲区前田一条六丁目二番八号

（乙）小野商事株式会社

代表取締役　田部　克志

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.fukushimashoji.co.jp

（乙）https://www.tohototi.com

（丙）https://www.tohototi.com

令和八年七月十七日

福島県福島市大町四番四号

（甲）福島商事株式会社

代表取締役　久家　文寿

福島県福島市大町四番四号

（乙）東邦土地建物株式会社

代表取締役　木城　清市

福島県福島市大町四番四号

（丙）東邦ビル株式会社

代表取締役　木城　清市

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年七月十七日

掲載頁　三頁

（乙）掲載　日刊工業新聞

掲載の日付　令和八年七月十七日

掲載頁　三頁

令和八年七月十七日

東京都中央区日本橋小舟町八番六号

（甲）ＮＴＷ　Ｉｎｃ．株式会社

代表取締役　安田　隆

神奈川県川崎市高津区坂戸三丁目二番一号

（乙）ＩＣＡＰＥ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表取締役　東川　昌司

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年七月八日
掲載頁　九頁

令和八年七月十七日
東京都江戸川区西葛西五丁目二番三号
（甲）メインマーク・ホールディングス株式会社
代表取締役　川口　太
東京都江戸川区西葛西五丁目二番三号
（乙）メインマーク株式会社
代表取締役　川口　太

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年七月三日
掲載頁　二十五頁

（乙）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和八年七月三日
掲載頁　二十五頁

令和八年七月十七日
東京都渋谷区神南一丁目四番九号六Ｆ
（甲）ｆｏｒｅｓｔ株式会社
代表取締役　湯原　伸悟
東京都渋谷区神南一丁目四番九号
（乙）株式会社ＲＥＳＯＲＴ
代表取締役　石川　森生

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十七日
東京都練馬区光が丘五丁目六番二号
（甲）合同会社久利生事務所
代表社員　久利生敬輔
東京都練馬区光が丘五丁目六番二―四〇七号
（乙）合同会社久利生コーポレーション
代表社員　久利生敬輔

合併公告

左記法人は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十七日
名古屋市熱田区神宮三丁目七番一号
（甲）社会保険労務士法人あつた労務
社員　尾﨑　良忠
愛知県名古屋市熱田区神宮三丁目七番一号
べんてんビル四Ｆ―Ａ
（乙）Ａｔｓｕｔａ社会保険労務士法人
社員　羽根　豪一

合併公告

左記会社は合併して甲は乙、丙及び丁の権利義務全部を承継して存続し乙、丙及び丁は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）、（乙）及び（丙）
掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月五日
掲載頁　八十九頁（号外第二十六号）

（丁）掲載　官報
掲載の日付　令和八年二月五日
掲載頁　九十頁（号外第二十六号）

令和八年七月十七日
大阪市北区梅田一丁目三番一―一二〇〇号
（甲）株式会社東京アカデミー
代表取締役　佐川　泰宏
大阪市北区梅田一丁目三番一―五〇〇号
（乙）東京アカデミー七賢出版株式会社
代表取締役　佐川　泰宏
名古屋市中村区名駅一丁目一番一号
（丙）株式会社ティーエーネットワーク
代表取締役　佐川　泰宏
東京都豊島区西池袋一丁目十一番一号
（丁）大東廣告株式会社
代表取締役　佐川　泰宏

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産の取得、保有、賃貸及び管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）掲載紙　伊勢新聞
掲載の日付　令和八年七月十七日
掲載頁　四頁

令和八年七月十七日
三重県桑名市松並町二丁目三二番地一
（甲）富山ホールディングス株式会社
代表取締役　酒井　隆
三重県桑名市大字西方一五六番地二
（乙）富山建設株式会社
代表取締役　酒井　隆

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社余白コンサルティング（東京都渋谷区恵比寿一丁目八番四号）に対して当社の経営コンサルティング事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報
掲載の日付　令和八年七月十日
掲載頁　一三五頁（号外第一五五号）

令和八年七月十七日
東京都渋谷区恵比寿一丁目八番四号
株式会社余白
代表取締役　八谷　賢治

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十七日
岩手県盛岡市菜園一丁目八番一五号パルクアベニュー・カワトクｃｕｂｅ―ⅡＢ一階
合同会社ホームシックデザイン
代表社員　清水　真介

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十七日
東京都江戸川区平井三丁目三〇番一七号永和第八ビル二〇二
合同会社ＥａｓｙＲｅｎｔａｌＪＰ
代表社員　レオン・アルナル・セガラ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は日清港区不動産株式会社とします。

効力発生日は令和八年八月十八日であり、当社の総社員の同意の取得は令和八年七月七日に終了しております。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十七日
東京都港区西麻布三丁目二一番二〇号霞町コーポ一〇一一室
親友合同会社
代表社員　郭　栄

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年八月二十日であり組織変更後の商号はＬ．Ｏ．Ｍ　Ｆｏｒｗａｒｄ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十七日
東京都世田谷区桜丘四丁目一八番二七―三〇五号
Ｌ．Ｏ．Ｍ　Ｆｏｒｗａｒｄ合同会社
代表社員　木村　壮児

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十七日
東京都渋谷区恵比寿西二丁目八番四号ＥＸ恵比寿西ビル五階　ＴＲＥＡＭ合同会社
代表社員　熊谷　駿

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社Ｊｕｍｐ　Ｆｏｒｗａｒｄ　Ｊａｐａｎとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十七日

東京都台東区浅草三丁目二八―三オークマンション六〇二

合同会社Ｊｕｍｐ　Ｆｏｒｗａｒｄ　Ｊａｐａｎ

代表社員　パパチザナキス　エンゾ

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十七日

神奈川県相模原市南区東林間三丁目六番八―二〇二号　プラグイーズ合同会社

代表社員　土橋　英輔

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年九月一日であり、組織変更後の商号は株式会社みちとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十七日

兵庫県明石市藤江一六五一番地の六四　合資会社みち

代表社員　木村　京子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十七日

鹿児島県霧島市国分府中町二二番一一号

ＭＥＧＡＭＩ合同会社

代表社員　旦花　未倭

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億四千二十五万円減少し一千万円とすることにいたしました。減少する資本金の全部を資本準備金とします。

効力発生日は令和八年八月三十一日であり、株主総会の決議は、令和八年七月三十一日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月十七日

東京都千代田区九段北三丁目二番四号

株式会社ＯＭＦ１

代表取締役　安田　浩之

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金二億二千五百十九万七千七百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.amifiable.co.jp

令和八年七月十七日

東京都目黒区下目黒一丁目八番一号ＡＲＣＯＴＯＷＥＲ六階

アミフィアブル株式会社

代表取締役　河村　隆一

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億七千二百五十五万円減少し、一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の確定した最終事業年度はありません。

令和八年七月十七日

東京都中央区京橋二丁目二番一号

株式会社丸升増田ホールディングス

代表取締役　檀野　英次

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九億七千五百四十九万七千九百六十三円減少し、その全額を資本準備金とすることにいたしました。ただし、募集株式の発行により令和八年八月三十一日までに資本金の額が増加した場合は、当該募集株式の発行により増加した資本金の額も同額分減少し、その全額を資本準備金とすることにより、最終的な資本金の額を一億円といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年三月十日

掲載頁　九十五頁（号外第四十九号）

令和八年七月十七日

東京都豊島区西池袋三丁目二八番一三号

ＯｐｔＱＣ株式会社

代表取締役　髙瀬　寛

資本金の額の減少公告

当法人は、資本金の額を百万円減少し四百万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年七月十七日

東京都新宿区西新宿七丁目八番一三号

ＭＥＰＳ有限責任監査法人

社員　岡部　雅人

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百二十万円減少し九百九十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社は計算書類の公告義務はありません。

令和八年七月十七日

島根県出雲市国富町八三三番地一

合同会社フロディ出雲

代表社員　有限会社平田水道工業

島根県出雲市西代町一〇六九番地七

職務執行者　曽田　敏康

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を十億二千三百六十五万七百六十二円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/216879/announces

令和八年七月十七日

東京都新宿区西新宿七丁目一番一二号クロスオフィス新宿五〇三号室

株式会社コノセル

代表取締役　田辺　理

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六億八千六百九十三万二千二百五十五円から五億八千六百九十三万二千二百五十五円減少し、また、令和八年九月十五日までに行う今後定める種類（名称未定）の種類株式発行があった場合には、当該発行と同時に、資本金の額を当該株式発行により増加する資本金の額と同額分減少することにいたしました。

また、当社は、資本準備金の額を四億一千四百十七万四千八百五十九円減少し、また、令和八年九月十五日までに行う今後定める種類（名称未定）の種類株式発行があった場合には、当該発行と同時に、資本準備金の額を当該株式発行により増加する資本準備金の額と同額分減少することにいたしました。

さらに、当社は、利益準備金の額を四億八千七百九十三万二千三百十九円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年七月十七日

東京都港区港南二丁目一五番三号

株式会社ソラスト

代表取締役社長　野田　亨

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三十二億四千万円減少して一千万円とすること及び資本準備金の額を三十九億四千三百万円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

この減少の理由は欠損の填補に充てるためであります。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年十二月二十四日

掲載頁　五十五頁（号外第二八三号）

令和八年七月十七日

東京都中央区日本橋人形町二丁目七番五号

株式会社京樽

代表取締役社長　武川　貴訓

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金八億五百三十一万千五百四十五円、資本準備金の額を金五億千百四万八千五百七十七円減少し、それぞれ一億円、〇円とすることにいたしました。

株主総会の決議は、令和八年七月十四日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年七月十七日

山口県宇部市西本町二丁目一四番三〇号

株式会社アルファクス・フード・システム

代表取締役　田村由実子（藤井由実子）

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月十七日

東京都千代田区岩本町二丁目八番一二号

株式会社ビッグバン

代表取締役　五十嵐博昭

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することに致しましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月十七日

東京都中央区京橋一丁目六番一二号　ＮＳ京橋ビル

ジャパンローヤルゼリー株式会社

代表取締役　日髙　景介

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月十七日

鳥取県倉吉市福庭町二丁目一六〇番地

鵬技術コンサルタント株式会社

代表取締役　岩山　竜也

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月十七日

福岡市中央区天神二丁目八番四一号

株式会社アソウ・ヒューマニーセンター

代表取締役　秋月　智行

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月十七日

福岡市中央区天神二丁目八番四一号

株式会社福利厚生倶楽部九州

代表取締役　溝口　猛

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月十七日

福岡市中央区天神二丁目八番四一号

株式会社ユニバースクリエイト

代表取締役　有田　和裕

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年八月一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年七月十七日

熊本県阿蘇郡小国町大字宮原一七五四番地一七

株式会社ゆうステーションカンパニー

代表取締役　河津　悦雄

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額七十二億五千九十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の要旨は、令和八年四月六日付官報の号外第八十一号五十九頁に掲載されています。

令和八年七月十七日

東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号

ＬＡＯ６ＪＰ特定目的会社

取締役　松澤　和浩

訂正公告

令和七年八月五日（号外第一七八号）掲載の第十六期決算公告（枠組）中、固定資産の金額「297,984」とあるは「275,583」、**資産合計**の金額「1,388,170」とあるは「1,365,769」、流動負債の金額「228,876」とあるは「220,447」、株主資本の金額「1,159,294」とあるは「1,145,322」、利益剰余金の金額「1,138,974」とあるは「1,125,002」、その他利益剰余金の金額「1,138,974」とあるは「1,125,002」、当期純利益の金額「(311,494)」とあるは「(297,522)」、**負債・純資産合計**の金額「1,388,170」とあるは「1,365,769」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和八年七月十七日

東京都渋谷区神宮前一丁目八番一四号

株式会社バニッシュ・スタンダード

代表取締役　小野里寧晃

訂正公告

令和八年六月二十六日（号外第一四二号）掲載の第五十八期決算公告（枠組）中、うち賞与引当金）の金額「(8)」とあるは「(11)」の誤りにつき訂正します。

令和八年七月十七日

愛知県豊橋市花田町西宿無番地

豊橋ステーションビル株式会社

代表取締役社長　吉村　伸一

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一六	上	一四（終りから）	在留カードの右	在留カードの右
〃	〃	〃	在留カード	在留カード
九二	〃	三（終りから）	四屋敷	原屋敷
〃	〃	三	三甲立人の住所	本籍
〃	〃	二	12月４日	11月29日
一二三	〃	八（終りから）	令和８年（ワ）第１号	令和８年（ソ）第１号

令和八年七月九日掲載の藤沢簡易裁判所に係る令和八年（ハ）第一号除権決定中（印刷誤り）